

認知症に関する相談は
高齢者相談室（地域包括支援センター）へ
 お電話ください！

あなたと一緒に過ごしたい

認知症と 共に生きるまち

地区	高齢者相談室 （地域包括支援センター）名	電話番号
中央	中央地域高齢者相談室	20-6307
天応・吉浦	天応・吉浦地域高齢者相談室	31-8390
昭和	昭和地域高齢者相談室	30-5666
宮原・警固屋	宮原・警固屋地域高齢者相談室	27-5444
阿賀・広・ 仁方・郷原	東部地域高齢者相談室	76-3333
川尻・安浦	川尻・安浦地域高齢者相談室	70-6662
下蒲刈・蒲刈・ 豊浜・豊	安芸灘地域高齢者相談室	66-1115
音戸・倉橋	音戸・倉橋地域高齢者相談室	27-8980

認知症とは、時間や場所、人間関係などが
 わからなくなる記憶障害などによって、
 日常生活に支障が出ている状態をいいます。

認知症は誰もがなりうる身近な病気です。
 認知症になっても住み慣れた地域で
 共に生活ができるよう、大切な情報を
 お届けします。

2060年には高齢者の5.6人に1人が
 認知症になるといわれています。

認知症について正しく理解することが、
 あなたやあなたの大切な人を
 守ることにつながります。

認知症パッケージ事業に関するお問い合わせ先
 呉市福祉保健部 高齢者支援課
 地域包括ケアグループ
 電話 （0823）25－3138

呉市

認知症パッケージ事業

QR

生活の工夫で認知症の発症や重症化を予防することができます。
また、ご家族の介護への不安や万が一の事故への対応など、
必要な支援は何かを一緒に考え、サポートを一体的に行います。
「認知症になっても大丈夫」と思えるよう、みんなで支え合っていきましょう。

発症予防

認知症の発症を遅らせる
さまざまな取組を行っています。



介護予防による地域づくり推進員
(8箇所)

聴力補助用具（補聴器等）の購入助成

聴力機能の低下により、日常生活に支障がある
65歳以上の市民の方へ、聴こえと対話を支援し、
社会参加や地域交流を促進することを目的として
います。

購入費用の2/3補助（上限44,000円）
※事前申請が必要です

- 生活習慣病予防
- 運動機能向上／口腔機能向上／栄養改善
- 住民主体で実施する介護予防の充実
- リハビリテーション専門職等との連携

生活支援・重症化予防

生活上の課題を解決するためのサービスのマッチングや
重症化予防のための通いの場等を紹介します。



包括的支援推進員（8箇所）
在宅医療・介護連携推進コーディネーター
チームオレンジコーディネーター
生活支援コーディネーター

- 相談支援
- 医療・介護・住民等と連携体制の構築
- 認知症の人の社会参加支援
- 認知症の人が必要とする資源の創出

認知症
サポーター
養成

医療・介護の
意思決定支援

必要なサービス・
支援の
マッチング

認知症を正しく理解し
今までよりも穏やかな
気持ちで接して
みませんか？



介護者支援

認知症の人の家族の方も含めた相談
支援を行います。

GPS 購入補助

在宅で生活する認知症高齢者等の徘徊による事故の
防止と安全確保を目的としています。

購入費用の3/4補助（上限20,000円）
※事前申請が必要です

- 相談支援
- 認知症の家族の交流会
- コミュニケーション技法伝達研修
- 医療・介護関係者への対応力向上支援

早期発見

登録のある保険薬局で「認知症スクリーニング検査」を受診できます。
状況に応じ、必要な治療やサービスにつなげます。

※対象：65歳～80歳の市民

検査費用は
呉市が
負担します

呉市内の保険薬局や通いの場で認知症スクリーニング検査等
を行い、認知症の疑いの有無を確認

▼疑いのある人は

①もの忘れ相談対応
医療機関

①と②が連携し、その人にあった
治療を提供・継続します。

②認知症専門医療機関

認知症機能精密検査後、認知症や、その他病名の確定診断を行います。
※社会保険の負担割合に応じた、自己負担が発生します。

認知症と診断された人を、認知症保険の対象者として呉市が登録します。

☑すでに認知症と診断され、ご自宅で生活されている方も
登録の対象となりますので、高齢者支援課にご相談ください。

▼疑いのない人は
認知症予防に関する
パンフレットをお渡ししますので
ご活用ください。

登録

保険制度による補償

呉市が保険制度に登録した認知症の人が事故を起こしても、また、
その事故で被害を受けた方を救済する保険制度に呉市が加入します。

認知症事故救済制度

最高3億円

<対象者> 認知症と診断され登録した人

個人賠償責任保険

対象者が損害賠償責任を伴う事故を起こした場合

交通事故損害補償

対象者が事故で死亡・後遺症を残した場合

<対象者> 被害を受けた全市民

補償制度費用保険

被害を受けた場合の見舞金（給付金）を賠償責任の有無にかかわらず支払い（被害者救済）
※賠償責任があれば、個人賠償責任保険より支払い

最高3千万円

保険料は
呉市が
負担します

情報提供同意書

私（患者本人）は、呉市が実施する認知症とともに生きるまち（認知症パッケージ事業）の説明を受けるため、氏名及び連絡先等を呉市に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

【患者】

住所.....

氏名.....

生年月日（ 大・昭 ） 年 月 日生まれ.....

代理者氏名.....

連絡先電話番号.....

【連 絡 書】

私は、呉市が実施する認知症とともに生きるまち（認知症パッケージ事業）の説明を希望します。

説明日を決定するため、連絡先電話番号に連絡してください。

令和 年 月 日

住所.....

氏名.....

生年月日（ 大・昭 ） 年 月 日生

代理者氏名.....

連絡先電話番号.....

【医療機関に事前配布】

- ① 認知症と共に生きるまちパンフレット
- ② 情報提供同意書
- ③ 連絡書（高齢者支援課行きハガキ）
- ④ 個人情報保護シール

【呉市への情報提供方法】

もの忘れ相談対応医療機関又は認知症専門医療機関において、認知症の人又はその代理者に情報提供同意書及び連絡書を記入してもらい、情報提供同意書は医療機関保管、連絡書は医療機関からポストに投函し、呉市に情報提供を行う。